令和3年4月15日
教育福祉委員会
議案第35号

長久手市母子・父子家庭医療費支給条例の一部を改正する条例について

母子・父子家庭医療費助成制度

従前

所得制限については、児童扶養手当の所得制限を適用する。

所得には非課税の障害年金を含まない。

（障害基礎年金等の額が児童扶養手当の額を上回ると児童扶養手当は受給できない。）

R3.3.1　児童扶養手当法施行令が改正

所得に非課税の障害年金を含んで所得の算定をすることとなった。

（児童扶養手当の額が障害基礎年金等の子の加算部分の額を上回る場合、その差額を児童扶養手当として受給できるようになった。）

3月1日まで遡及

そのままにしておくと所得に障害年金を含むと所得オーバーになって、資格を失う者が発生することになる（不利益）。

R3.4.15　所得の計算は従前のとおりとする。

条例改正

不利益を生じないようにする。

こうするため改正
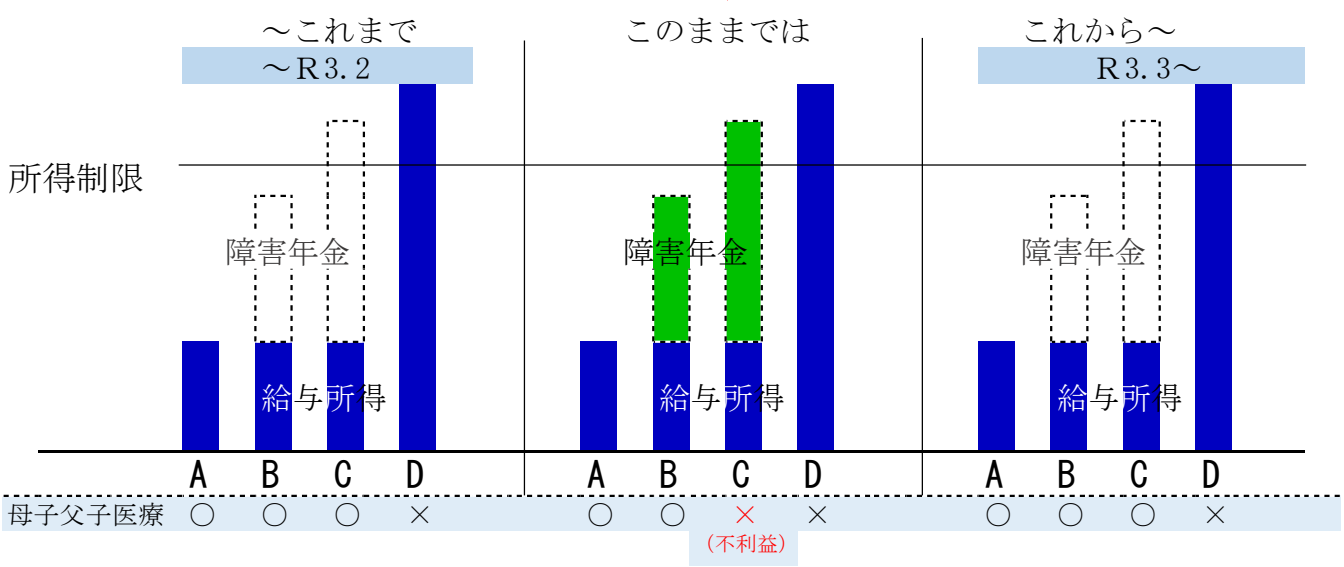
従前のとおり